

# 新竹市政府辦理非都市土地丁種建築用地容許作工業設施使用之 低污染事業認定作業要點

中華民國104年6月23日核定實施

- 一、本要點依非都市土地使用管制規則第六條第五項規定訂定之。
- 二、興辦工業人申請之行業或其產品非屬如下所列者，為低污染事業：
  - (一) 0811 屠宰業。
  - (二) 0896010 味精(麩胺酸鈉)。
  - (三) 0896020 高鮮味精。
  - (四) 0896090 其他胺基酸。
  - (五) 0899610 酵母粉。
  - (六) 1140 印染整理業。
  - (七) 1301 皮革、毛皮整製業。
  - (八) 1401 製材業(僅以製程包含木材乾燥、浸漬防腐等保存處理之事業為限)。
  - (九) 1511 紙漿製造業。
  - (十) 1700 石油及煤製品製造業。
  - (十一) 1810 基本化學材料製造業。
  - (十二) 1820 石油化工原料製造業。
  - (十三) 1830 肥料製造業。
  - (十四) 1841 合成樹脂及塑膠製造業。
  - (十五) 1842 合成橡膠製造業。
  - (十六) 1850 人造纖維製造業。
  - (十七) 1910 農藥及環境衛生用藥製造業。
  - (十八) 1920 塗料、染料及顏料製造業。
  - (十九) 1990110 炸藥、煙火、火柴。
  - (二十) 2001 原料藥製造業。
  - (二十一) 2101 輪胎製造業。
  - (二十二) 2311010 平板玻璃。
  - (二十三) 2311020 強化玻璃。
  - (二十四) 2313 玻璃纖維製造業。
  - (二十五) 2322 黏土建築材料製造業。
  - (二十六) 2331 水泥製造業。
  - (二十七) 2332 預拌混凝土製造業。
  - (二十八) 2333 水泥製品製造業。
  - (二十九) 2399 未分類其他非金屬礦物製品製造業(具砂石碎解、洗選非金屬礦物製品製造業)。
  - (三十) 2399010 石棉水泥板(瓦)。
  - (三十一) 2399090 其他石棉製品。
  - (三十二) 2399940 瀝青混凝土。
  - (三十三) 2411 鋼鐵冶煉業。
  - (三十四) 2412 鋼鐵鑄造業。
  - (三十五) 2421 鍊鋁業。
  - (三十六) 2422 鋁鑄造業。
  - (三十七) 2431 鍊銅業。

- (三十八) 2432 銅鑄造業。
- (三十九) 2491 其他基本金屬鑄造業。
- (四十) 2543 金屬熱處理業。
- (四十一) 2544 金屬表面處理業。
- (四十二) 2611 積體電路製造業。
- (四十三) 2612 分離式元件製造業。
- (四十四) 2620 被動電子元件製造業。
- (四十五) 2630 印刷電路板製造業。
- (四十六) 2641 液晶面板及其組件製造業。
- (四十七) 2649 其他光電材料及元件製造業。
- (四十八) 2691 印刷電路板組件製造業。
- (四十九) 2692 電子管製造業。
- (五十) 2820 電池製造業。
- (五十一) 2841 電燈泡及燈管製造業。
- (五十二) 其他經中央主管機關或本府專案認定者。

三、本要點奉核定後實施。